

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（3）

2. 日時：令和5年5月17日（水）15時00分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、島村主任安全審査官、伊藤主任安全審査官

中澤安全審査官、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他9名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 マネージャー 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表の凡例（◎★記号）の経緯について

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	なあ。
0:00:02	あとはこれから、処理場の設工認その9に関するヒアリング3回目を始めさせていただきます。
0:00:12	9、今回は99分割の最終回ということで、抜け漏れがない確認等をさせていただきます。お聞きしておりますけれども、その中で、適合条文について記号がありますけれども、
0:00:25	ニジュウマルや星マークについて、制定した特に、これを、
0:00:32	ニジュウマル記号やホシ希望を、
0:00:35	適合条文として、申請しなくても良いというふうに、そういうロジックに至った経緯ということについて調べていただいております。
0:00:47	それでは資料に基づきましてご説明をお願いいたします。
0:01:07	はい、共有画面見えております。
0:01:15	緊迫。
0:01:37	ミュートだよ、しゃべってらっしゃいますか、聞こえてないんですけれども。
0:01:47	すいません失礼いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:49	はい。大丈夫でしょうか。大丈夫。すみません。申し訳ありません失礼いたしました。放射性廃棄物処理場の横堀です。
0:01:57	それでは
0:01:58	ただいまから、こちらの技術基準に関する規則への適合性、整理表の判例ですね、ニジュウマル等の経緯ということで、こちらのご説明をさせていただきます。
0:02:11	まずこちらで背景としましては平成 30 年度に行きます。また J R R において消火設備に係るですね、
0:02:22	設工認申請漏れが確認されたということで、その後ですね、令和元年の原子炉規制委員会を受けて全体像の確認ということで、N S R R において、
0:02:32	この整理表の作成の方を行っております。
0:02:36	2 ポツの方で、整理表の凡例の経緯、二重丸の経緯についてですけれども、整理はこちら記載の通りになってましてニジュウマルについては新規要求事項であるが、
0:02:49	過去の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつくものということでこれ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:55	N S R R以降ですね、他の施設も同様の記載をしておりますけども、こういった判例で整理を行ったというものになります。
0:03:04	このうちですね二重マルの、過去の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつくものということにつきましては、
0:03:12	こちらは令和元年の9月のヒアリングですね、これはN S R Rの当時のヒアリングになりますけども、その際に事業者の品質保証活動の中で確認すると。
0:03:26	ということで、になりまして、その後の令和元年11月11日の第313回の審査会合をにおいて、
0:03:36	こちらの説明をさせていただいてご了解をいただいたといったものになってございます。
0:03:42	実際にですね、いただいてご了解をいただいた方、実際の議論というかですねちょっとエビデンスとしてヒアリング資料としては、適合性の整理表しかお示ししておりませんで、
0:03:54	その中での議論ということになるんですけども、
0:03:57	基本的にN S R Rの方としましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:00	御説明としましては、当時ですね、この二重丸の案件については新規要求ではあるけれども過去の設工認の中で、その要求事項を満たしている と、ということが判断がつくものについて、そういった記載がある設工認 に対して、
0:04:17	すでに認可を受けているということで、その設計については認可済みで あるということをご説明をしまして、
0:04:24	一応その中ででは過去の新設工認については、
0:04:30	事業者の品質保証活動の中で確認すると、というような話に、
0:04:34	至ったということで経緯の方確認しましたけれども一応そういった、
0:04:38	状況になってございます。以降ですね、この整理表については、その関 連についてはですねあまりその後は、同じ考え方で進めてきてまして処 理場も、
0:04:51	令和2年の6月22日の審査会合において、整理表については了解をい ただいてるような状況となっております。
0:05:00	辻さん発の方ですけれども大戸印につきましては、こちらについてはで すね。すいません、とりあえずは20上のところまで一旦区切りをお 願います。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:14	はい。
0:05:17	すいませんちょっと
0:05:20	規制庁金子です。
0:05:22	西原瑠羽の件なんですけど、ちょっと説明の内容がよく理解できなくて、まずそもそもですね、新規要求であるにもかかわらず、
0:05:34	過去の設工認で要求事項を満たしている。
0:05:37	説明がつくってのはよくわからなくて、要は新規要求ってことは過去には要求がなかったんですよね。にもかかわらず、過去の設工認がその要求事項を満たすっていうのは何かああいう矛盾したことを言ってるような気がするんですけど。
0:05:52	具体的にどういう状態のものなんでしょうか。
0:05:58	処理場キシモトですけども、基本的にはですね要は例えばですね、保管 廃棄施設なんかで、排気筒なんかの場合で
0:06:10	漏えいしがたい構造ですか廃棄物が漏えいしがたい構造とかそういったものっていうのは、そのもともとの構造物として認可を受けてる段階で、そこを担保してるというふうに読めると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:24	<p>ということですはいそういったことで1例としてはそういったことが挙げられます。今の担保しているように読めるっていうのは、それは何かそ認可事項だったんですか、担保しているように見えるっていうのは、</p>
0:06:39	<p>ですはい例えばですねコンクリ保管施設ですと、コンクリート製の地下ピット構造でありっていうようなことを謳っていて、そして遮へい蓋構成ぶたを設けることで企画してっていうようなことが書いてあるので、</p>
0:06:55	<p>そうすると漏えいしがたい構造っていうのが読めると、いうようなことになってます。ふた尾川漏えい分とか云々かんぬんっていうのは、あくまでも認可時点では、</p>
0:07:06	<p>自主的な対策として実施した内容ですかそれとも旧基準で要求された内容なんですかどっちですか。</p>
0:07:12	<p>他のもともと旧基準で保管施設としての構造として要求されたものですねはい。</p>
0:07:19	<p>わかりました。そうすると、この二重丸の、</p>
0:07:25	<p>設工認の要求事項を満たしていることの説明がつくというものは、過去のものよ、旧基準の要求事項と新規の要求事項の中身が、</p>
0:07:35	<p>変わらないもの、そういう理解でいいですか。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:41	あの、
0:07:42	9の級要求事項明確な記載がなかったというところに関してのものになりますはい。
0:07:56	旧基準で名架空な記載がないにもかかわらず、
0:08:02	それは認可されているっていう認識なんですか。それは自主的な対応、それとも認可事項なんですかどっちですか。
0:08:12	要は他の施設としての構造としてそういった形で認可されている中で、漏えい漏えい醜態構造的、ちょっと、ちょっと待ってくださいね。はい。
0:08:31	はい、えっとですねその場合に関してはだから基本的には旧基準には漏えいしがたい構造であることっていうものは要求にないんですけども、
0:08:41	逆にここコンクリート製保管施設として、コンクリート製の地下ピット構造であるとそしてふたを設けなきゃいけないと。
0:08:49	そういうことが基本的な要求としてあったありますので、それでそっちでまず認可をとってたと。その際にそれは同時に、今回の漏えいしがたい構造というところで読めると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:02	そういうことで、そのまま要求事項がスライドしたってという意味ではございません。
0:09:07	というと、その文言的にわあ、そのままの要求事項がスライドしたわけではないけど、意味合いとしてはおんなじはおんなじなんですよってそういう理解でいいですか。
0:09:20	はいその通りになります。起こりました。
0:09:24	そうすると、
0:09:28	整理をすると、二重丸の新規要求事項と言っているのは、過去の旧基準において、同様の内容の要求事項があったもの。
0:09:45	という理解でいいですね。
0:09:48	どう正確にどうやったぞいう新しい要求事項ですので全く同様のものがあつたっていうわけじゃ当然ないんですけども、そこからスライドして読める条項が読めるものがあつたという言い方になります。
0:10:04	今のご説明の内容がよく理解できないんですけど、過去の設工認で要求事項を満たしていると説明できるということであれば、過去の要求事項の内容が新規規制要求事項を満たしているという説明がつくんだから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:21	過去の要求事項が実質新規要求事項と、文言は違うんですよ、同じような内容になったそうですね。
0:10:29	そういうことです。はいそういう意味でオーバーラップしてるということと言えますはい。
0:10:33	うん。だから、中身は同じだっていう理解でいいんですよね。
0:10:40	はいその通りです。
0:10:45	はい、じゃあ、それで繰り返しなっちゃいますけど、ニジュウマルについて二重マルがついているものは、新規要求事項を、
0:10:56	ということなので、旧基準がなくて全くの新規要求事項ものはないって理解でいいんですよね。
0:11:04	はいその通りです。
0:11:07	はい、わかりました。
0:11:12	いいですか。規制庁島村ですけど、もう、二重マルがついてるもノーで、確かに地盤が、
0:11:22	二重丸がついてたと思うんですけど、
0:11:26	2 番手
0:11:28	9、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:29	基準にはなくて、これは全く地盤という項目自体は新規じゃないかなと思ったんですけど、それは値、理解が間違ってますでしょうか。
0:11:44	それでまずおっしゃる通りで地盤は全くの新しい状況です。ただ、耐震の前に耐震、耐震性を確保しなきゃいけないっていうところで、そこでその体制を確保する上でその前提として地盤のところも確保してて、
0:12:00	認可をいただいと、今日はももとのところで、こういう整理になります。建物の耐震な方法で地盤を見ているって、
0:12:12	そういうことはそうです。そうしないと建物建てられませんのはい。
0:12:26	ちょっと幾つか検証さしてもしたいんですけど、
0:12:31	二重丸がついてるものって、例えば、男女 20、
0:12:42	55 条。うん。五条は今みたいな。大南常務、高根です。18 の換気設備、十四条。
0:12:54	第 2 号。
0:13:01	36、17 条の第 2 号。
0:13:06	はい。実質同じですね、36 条他の会議説。
0:13:16	36 条。
0:13:20	36

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:31	これでいい。
0:13:33	そっちまでしかない。
0:13:39	はい。
0:13:44	ない下。
0:13:47	意味してるのかな、待機設備。
0:13:57	昨日整理した技術基準の比較表なんですけど、
0:14:02	他に何かありました。
0:14:06	そうですか。うん。
0:14:08	じゃあニジュウマルは何とか説明しますかね。
0:14:14	処理場はそうだけど他の試験炉は違うじゃないですか。
0:14:20	処理場だけとりあえず。
0:14:39	生駒医師。
0:14:47	例えば換気設備に二重丸がシブヤですけども、換気設備に二重丸がついてますけどこれは逆流とかの話でしたでしょうか。
0:14:57	設備、そうその通りです。26 条じゃない。
0:15:05	あれか。
0:15:06	残業皆さん上になると 36 時間ですね。うん。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:09	失礼しましたありましたような換気設備については、昔は、逆流という条文上の明記はなかったけれども、何かやっぱりが逆流してはいけないというふうに読めるような要求があったという理解でよろしいでしょうか。
0:15:28	ちょっと基本的には値段%とかを設けているとそういったことがハイケアを廃棄設備として要求されてますので、そういったことで読めるということになってます。
0:15:43	36、
0:15:46	大江氏が田井構造であることっていうのは、要求はなかったけれども、
0:15:56	汚染が広がらないように施設を敷設しなければならないと。
0:16:00	14 例。
0:16:10	なるほど、意味合いはわかったっけ。
0:16:14	20 までは、その三つでしたか、処理場は、
0:16:16	うん。
0:16:18	じゃあ、
0:16:57	あ、すみません今内部で検討してますのでちょっとお待ちください。
0:18:19	はい。20 万とりあえずわかりましたので、次の説明 3 ポツですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:25	ホシ膜ですか。
0:18:30	宮越若生です。お願いします。
0:18:33	はい。症状ヨコボリです引き続きまして、3ポツの判例ホシの経緯についてご説明させていただきます。
0:18:41	こちらの先ほど処理場の令和2年の6月の審査会合をですね、ご了承いただいた整理表につきましては、
0:18:48	その後令和2年ですので、その後ヒアリング等でいろいろとコメントもいただいたり、その中で必要な見直しを、
0:18:56	行っております。その過程の中で、
0:19:00	もともと二重マルの案件として整理をしていたものの中で、要求事項を 2、これは要求事項に説示から変更がなく、既設をそのまま使用する施設、ということでこれはさらに細分化できるということで、
0:19:18	星印としまして、
0:19:21	新たに追加になった条項であるが要求事項に説示からの変更がなく、既設をそのまま使用するため、適合性の説明を省略することを示すという分類だけを行ったという基本的にはこれ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:33	二重丸の案件、もともと二重丸の案件で、既設の設工認にもしっかり記載があるもの。
0:19:40	ですのであんまり
0:19:42	分ける意味というかですねあれはない、ないというかあれですけども、一応ヒアリングの経緯の中で、こういう細分化できるものをもう少し細分化したというのが星印でこれは処理場特化した形で、
0:19:54	細分化を行っているものになります。これ実際の
0:19:59	過去の要求事項というのはこれ施設時からということで、
0:20:04	水炉の指針であるとか発電炉のですね技術基準規則当時、昭和の時代とかになりますとそういったもの、
0:20:12	等で要求事項が変更がなくて、
0:20:17	当時の施設、施設時からの系統をそのまま使用するといったものを分類分けをしたというのがちょっと経緯となつてございます。
0:20:30	はい。3ポツについては一応以上なんですけれども一旦ここで切らしていただいたらよろしいでしょうかはい、江藤朝比奈日規制庁カネコですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:42	これと直接関係ないんですけど、新たに追加になった条項っていうのは、すいませんどの時点を指しているんでしょうか。具体的に言うと、
0:20:52	一番わかりやすいのは旧基準から新規性基準。
0:20:57	だと思んですけど、新規制基準から最長3条改正の際に、技術基準も うある程度変わっていてですね。
0:21:07	そこの処理場の説明の中についていうか原っぱに加わったもしくは新規要求事項っていうのは、どの時点に加わった要求事項の話をしてい ますか、片方もしくは両方ですかね。
0:21:26	処理場のヨコボリですけどもこちらの両方になります。平成25年の新規制対応時の変更になった部分と三条改正その両方になります。
0:21:39	わかりました。
0:21:42	もし仮になんですけど何だろうなあ。
0:21:51	基準と新規制はあまり変わってないんだけども、三条改正の際に、新しい要求事項が加わったものも、
0:22:01	新たに追加されたものという扱いをしているってそういう理解でいいですか。
0:22:10	はい。処理場ヨコボリですはい。おっしゃる通りです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:14	わかりました。3条改正以前に、設工認の認可をとって、三条改正後に新たな要求事項が加わったものについては、
0:22:26	バックフィットじゃないですけど、必要な申請等々がされている。
0:22:34	どうですかそれを、たまたまそういった事象、該当する案件がなかったということになるのか、その3条改正で要求したのについてどう処理されたか教えてください。
0:22:48	処理場キシモトですけど、その処理場に関しては、そこで
0:22:53	じゃあ、該当するものがなかったので処理場に関してはそこ変更はなかったってことになってます。
0:23:01	はい、わかりました。
0:23:05	ちょっとお待ちください。
0:23:21	はい、わかりました処理場についてはということですね他の施設についてはとりあえずここ今、説明を求めませんが、まず処理事業についてのご説明をいただいたところと、整理をします。
0:23:32	新たに加わったものは、旧基準から新規制新規性から三条返して、いずれの時点においても、要求事項に変化があったものについては新たにも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	しくは追加されたというもので扱っているということが1点目、2点目は、
0:23:47	新規制から三条改正の要求事項の変更があったんですけどその前に、認可されたものを
0:23:58	A案町改正によって再申請が必要なものは、処理場についてはなかったということですね。はい、了解ですわかりました。
0:24:08	星印の話なんですけど、先ほどの20万の説明と、この星印の説明の区別がほとんどわからなくて、
0:24:19	あれですかね、二重丸の旧基準っていうのは、あるんですけど、星印については、旧基準がないんだけど、
0:24:30	みずらの指針ですとか、旧基準の代わりにその指針類を、を読み込んであるものがあるってそういうことですか。
0:24:39	処理場キシモトですけど、
0:24:42	まずは前提として、どちらとも20万の要件は補修しも満たしてます。それで、ただ補修しに関しては、要はこれヒアリング時に確かこれ、こ ん時のヒアリング

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:57	完璧に鮮明に覚えてるわけじゃないんですけども、ただ要は旧基準の時に、明確によ容器新規要求事項として入ってなかったものに関しては、
0:25:08	何か今度その工事でも読めるものがあつたらある部分に関しては、そういうそういったもので読めて読めるっていうものを示した方がいいねっていうお話あって、
0:25:20	それで指針類あるものに関してはそれぞれで読めるというところで書いたと、だからまずは20万としての形としては、どちらも一緒です。
0:25:30	それに星印がその上でついたら、そういう話になります。
0:25:37	そうすると、20枚よりホシ印の方が、旧基準プラス指針みたいな感じであり、
0:25:47	その新規制基準の中身等、同じであるっていう、説明ができるものが星印でそんなイメージですか。
0:25:56	外へです。
0:26:01	了解。
0:26:04	ちょっと中で検討しますお待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:13	規制庁金子です。今星印がついてるものとして第8条をちょっと見たんですけど外部衝撃ですね、外部衝撃はこれ、旧基準が一もないんじゃないかっていう気がするってこれは完全に新規要求になってませんか。
0:27:34	確かそういう基本的にはそういう話になるんですけども、ただ確か何でしたっけ
0:27:44	田井柿木勝の台風とか洪水とか、そういったようなものに関しては、建屋で担保してるっていうふうに見えるという話になりますはい。
0:27:59	そうすると、新規制基準の第8条、新規制基準30改正で80でしたが、新規制基準では6条の3ですけどね。
0:28:08	それは旧基準のどれにでき対応してるっていうふうな整理なんですか。
0:28:16	ちょっと、今ちょっと手元に救急級のやつがないんであれですけども、基本的に
0:28:23	今回新規性基準新たに申請してる竜巻とか、外部開発とか、そういったのは全く読めないんですけども今言った洪水とか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:35	あとは積雪とか、そういったものに関しては、要は建屋建屋ですよ、 建屋そのものの、いわゆる耐震耐震2のところで見てるんですけども、
0:28:47	そういった構造物を作るというところで読めるという話になってます。 じゃあね、ヒアリングその最中に、どこが対応するかって別の方にちょっと調べていただいてもいいですかね。
0:28:59	拝承しました。はい。じゃ、まだちょっと、
0:29:03	また内部検討SIMMERす。
0:32:39	はい確認終了しました。自然型のところが、やっぱり20万もしくは星 印ついてるんですけど、その旧基準との関係がわかりにくいので先ほど お願いした、どこで対応してるかっていうのはちょっと引き続き、比留 間さん中で構いませんので、回答お願いします。
0:32:56	はい、わかりました。はい、じゃあ次わあ、
0:33:01	まとめましたが、
0:33:04	藤さんか。
0:33:12	これ三角の説明をもう一度してもらっていいですか。
0:33:23	はい、処理場のヨコボリです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:27	衛藤さん加来の方はですね、これ当該条項の要求事項に適合すべき設備 ということですが、要求事項自体に説示からの変更がないとで す、システムをそのまま使用するというので、
0:33:41	適合性の説明を省略するというものになります。
0:33:47	それで二重丸とは何が違うんでしょうか。
0:33:53	処理場キシモトですけど、これは三角に関しては要は旧基準の
0:34:01	旧基準そのままあったものっていうことになりますそれそのまま設工 認取ってるというものです。
0:34:12	新基準対応じゃないってことではい。
0:34:15	これはちょっとだけ。
0:35:43	規制庁カネコレース、三角の例として、第6条地震による影響の防止の ところ今見てたんですけど、
0:35:52	イトウ三角の御説明は旧基準から三条改正に至るまでの間で、
0:35:59	一応ネック変わってないっていう損害の勢いのイメージGですかそれと も中身が変わってないっていうことでしょうか。そうすると、
0:36:09	20万と何が違うんだって話になっちゃうんですけど、3角の意味を もう少し正確に教えてもらえますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:17	一語 1 句変わってないっていうわけじゃないんですけども事実上特に何 加来委員ほぼ何も変わってないっていう言い方になりますはい。
0:36:30	それで 20、ニジュウマルに関しましては、そそういった条項がダイレク トにないんですけども、主、
0:36:40	何らかの形で読めるという形になりますので、ダイレクトに三角に関し てはもうダイレクトにそのまま直結する、ほとんど条文がマイナーチェ ンジしてるところありますけども、ほぼ序文は変わってなくてそのまま 読めるというものになります。
0:37:14	ん。
0:40:22	規制庁の伊藤です。
0:40:28	すいません
0:40:31	確認をさせていただきたいんですが、先ほどのご説明を少しかみ砕く と、
0:40:43	旧基準の中で、旧基準の要求の文言通りの内容、プラスアルファのこと を設計として約束をされて、プラスアルファのことも含めて技術基準適 合説明をされたということ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:02	かなと。だとすると、プラスアルファの部分を、を含めて、運転段階の安全確保として、
0:41:15	技術基準維持義務を果たしてきたという理解で正しいのでしょうか。
0:41:21	はいその通りです。
0:41:24	で、その内容というのは、
0:41:29	支援基準で新しい基準に改めて設工認を取り直して、
0:41:39	法令手続きを満足した場合と同等のことをやっているという意識でいらっしゃるのでしょうか。
0:41:48	基本的にはそうです。はい。
0:42:02	規制庁金子です。今の伊藤からの問い合わせ、質問に対する、何か関連なんですけど、許認可手続きという観点からは、
0:42:14	申請はしてないんですけど、所内のQ Aに照らし合わせてその管理方法の変更ですとか、
0:42:24	保守マニュアルの変更とかね。
0:42:29	いわゆる新規制基準の要求内容を踏まえた社内運用ルールの変更とかそういうものってのはされてるんですか。
0:42:39	そちらの方はやってないです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:43	所内 Q A で判断したのは、
0:42:49	旧基準と新規基準の中身が同等であるか。
0:42:56	何かを踏まえて申請の要求を判断したってそれが社内、Q A の中でやられたことということですか。
0:43:03	はいその通りです。
0:43:09	それはちょっとお待ちくださいね。
0:45:02	規制庁カネコ d す。
0:45:06	今、共用画面の中で示してもらっている、この四角（イ）の右下の
0:45:17	このうちから始まる場所の 2、2 行目なんですけど、はい。令和元年 9 月のヒアリングにおいて事業者の品質保証活動の中で確認するという判断をいただいていますってということなんですけど。
0:45:31	これ具体的に、どういう事業者で見るとしようけど、
0:45:36	どういう確認を行っているかっていうのは、何か資料としていただけないのかしますかね。
0:45:51	キシモトですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:55	はいまずこれヒアリングヒアリングで示してるというものはないですね、確か本当に、すいません、ちょっとね、質問の仕方が悪くてですね。
0:46:07	ヒアリングで、J AのQ Aの中で確認してねって言われたっていうことは、このヒアリングの指摘を受けて、実際、J-9、9カードの中で何かしら確認してるんですよね。
0:46:20	あのね、どういう確認活動を行っているんですか。今でも、その当時でもいいですけど、J Aが行った確認の内容はどういうことをしてたのかっていうのが知りたいってだけなんですけど。
0:46:35	はい失礼しましたはいそういう趣旨ですとはい下の処理場においてそのところを、経過各課で確認した行為の形をやってますので、
0:46:48	それを後々でお送りするということでもよろしいでしょうか。うん。わかりました。刀禰金曜日に、もう1、もうちょっと時間を、もう1回時間を取っていただいているんで、
0:46:59	それに向けたヒアリング資料ということでご提出いただけませんかでしょうか。
0:47:03	そうしました。はい。それはよろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:09	したらちょっと検討しますんで毎期す。
0:47:45	すいませんシマムラです今画面に映していただいている四角囲いに凡例、
0:47:55	若干あるんですけど、そのうち三角のところの2行目に
0:48:00	括弧ついてて、
0:48:03	もしくは他の会で新トーカイの申請で説明するため、
0:48:12	そっか。
0:48:17	そういう意味から、これ意味としては、例えば今回999だから9回目の申請。
0:48:27	では説明しないけれども、例えば第1回目ですでに説明しているってそういう、そういう意味ですか。
0:48:38	麻生、清です。
0:48:40	処理場のヨコボリですけども、こちらの前回のヒアリングでもちょっとコメントいただきまして処理場の方としましてこれに該当するものがございませので、削除させていただいております。こちらのN-Sの当時のちょっと凡例をつけてますので、すいません。
0:48:58	それ以上は関係ないってことない。わかりました。
0:49:09	あとすいません規制庁の渋谷ですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:12	93 番のプロセスモニターは何かちょっと別扱いになってるみたいですが、これはどういう経緯であつたりなんでしたでしょうか。
0:49:27	それって代理廃棄物処理等のプロセスモニターのことでよろしいですね。
0:49:33	はい。それはですね、それは指針や施設工認申請するときに議論させていただいたんですけども、いわゆる高経年化対策であると。
0:49:42	新規制基準対応じゃなくて、高経年化対策ということで今回の申請新規制基準対応の中から外した形で処理しております。
0:49:52	ありがとうございました。
0:49:57	島貫常務件別表 2 の第 3 廃棄物処理棟の
0:50:06	排気塔ってこれ何か斜線がになってんですけど、
0:50:11	概算配給処理、廃棄等はあると思うんですけどね、なんでこれ斜線が引っ張ってあるんですか。
0:50:36	あ、ええと処理場ヨコボリです。こちらにつきましては第 3 廃棄物処理棟は、建物自体が 20 メートル以下の建物になってまして、建築基準法上廃棄等は不要ということで、こちら

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:51	この整理をする際にちょっと各施設の整合で入れてた部分があったんですけどもこちら第3廃棄物処理棟は、
0:50:58	記載なしで、
0:51:00	になります廃棄とかありませんので、こちら斜線にさせていただきますお ります。
0:51:08	廃棄トン、ただ、許可とか見ると、
0:51:15	もう1個の木が送った資料には
0:51:20	第3廃棄物処理棟のところへ排気塔ってあったような気がするんですけど。 ど。
0:51:27	それ違うんですか。
0:51:39	そう繰り返し、
0:51:49	新城ヨコボリですけどもちょっと確認しますのでお待ちください。
0:54:08	じゃあ、あれ、
0:54:10	相川。はい。すいません私で大変申し訳ございません。これ第3相イト ウに関しましては、建築基準法上、廃棄等求められる設備施設じゃない ってということで、慢性にしてるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:24	ただ許可書の中で排気塔から排出される排気ダストモニターの確認行為として、沼倉古藤として入ってるというものになってます。
0:54:42	うーん。
0:54:58	だから、ということですかね特に
0:55:03	法令上、
0:55:06	法令上必要なものではないけれども、あることはあると。
0:55:18	反対の建物構築物ではないんだけど、排気その気体の排気設備としては機能があって、設備としては存在するってことなんじゃないんですか。ふうん。
0:55:40	ちょっとマイクを汲んSIMMERす。
0:57:19	はい。
0:57:23	規制庁嶋村ですけれどそうするとあれですか廃棄と第3廃棄物処理棟の排気塔っていうのは、特に記載廃棄物の廃棄施設としては、
0:57:37	何て言うんすか、規制、特に法令、
0:57:43	訳よ、要求上、何て言うんすかね。ないんだけど、
0:57:53	何つったね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:55	それで、どんな、どんな特に、ほかには満たすべき要求って何ですか気 体廃棄物の廃棄施設。
0:58:08	そして議会っていうんですかね。
0:58:15	それ、何にもつけてない。
0:58:24	ちょっと
0:58:25	はい。
0:58:27	処理場キシモトですけども、そこですねちょっとすみません今即答でき ず大変申し訳ありませんでした。ちょっとそこ今頭ん中対照して整理し ましたけども、
0:58:39	まず、おっしゃる通りまず大前提で建築基準法で求められてるもんでな いというところで、それで例えば2建屋にハウライ一緒にさしたって う整理になってます。はい。
0:58:53	細井。
0:58:58	立山適合条文にしかしませんけど、
0:59:08	設備背景を書かせるかっていうことです。
0:59:17	規制庁金子です。そうすると、第3廃棄物処理棟の排気の機能自体は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:26	建屋っておっしゃいましたけど、この建屋の方に持たせてるっていうそういう理解。
0:59:34	でよろしいですか。
0:59:38	ありがとうございます。
0:59:50	絶えず引っ張るものとして、
0:59:56	添付 2 でした。
0:59:57	別表 2 のどれに、システム課でいけばいいですね。
1:00:02	具体的には廃棄物、第 3 廃棄物処理棟の階機能については別表 2 の奴隷、どこに印をつけているかっていうのを教えてもらった方が、具体的にいいかもしれないですね。
1:00:15	はい一緒。拝承しましたちょっとちょっとすいません大変申し訳ございませんちょっとお待ちくださいすいません。
1:00:21	はいはい。
1:00:49	はいキシモトです大変説明が悪くて申し訳ございません。
1:00:55	これあのえっとですね、112 バーンの A I D。
1:01:03	七、八、
1:01:05	112 番の換気設備というところで見るとということになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:30	清町の渋谷です。そうずっと今 113 番欠番になってるけど前決断でどう いうものですかとお伺いしたときに、スパン等の廃止に伴ってなくな った時だということをお伺いしたんですけども、
1:01:45	そうずっとあと欠番が発生するには他にどういうものがあるんでしょ うか。
1:02:03	キシモトですけども、まず基本的に欠番になるだったものはほとんどな いはずなんですけども、ちょっと確認をしますのでちょっと先にちょっ と議論はさんべ進めさしてください基本的には、
1:02:19	諏訪以外の部分に関してはほぼないはずですけどもちょっと確認をしま すはい。
1:04:46	処理場キシモトですけども、今実は待っていただいている状況でしょ うか。
1:04:53	はいそうです。
1:04:56	あ、申し訳ございません、明日、すいませんちょっと私の委員は確認し てる間議論を進めさせていただこうと思ったんで、大変申し訳ございま せんでした。じゃあ他の質問させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:08	シブヤですけど、規制庁のシブヤですけども、所々、都丸さん書くと か、丸栄と黒ホシとか、一つのバスの中に二つ記号が入っている場合が ありますけれども、
1:05:22	その場合
1:05:25	適合条文として申請するんだったら、丸だけでいいような気がしたんで すけど何か二つ書いてあるのは何か理由があったりとか、そういう、
1:05:33	どういう、どういう状況で発生して、申請するかしないかについてどう 対応しているかについて教えていただけますでしょうか。
1:05:48	はい。処理場の横堀です。たとえ、例えばですね第1廃棄物処理棟の一 番ですね、通し番号一番の建屋で見れば第6条の、例えばですね地震の ところ、
1:06:01	三角と丸がついてますけれども、
1:06:04	こちらについては、江藤建屋に副建屋全体に対する耐震補強工事が伴う ようなもの。
1:06:12	とかあと設備自体で設備とかその出た耐震補強。
1:06:17	工事が伴うものを新たに工事を行って追加するものには丸もつけてます し、建屋のA棟、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:25	機能とかですねそういったもので一部耐震補強と一緒にかわらず、
1:06:30	耐震の対応が不要なもの、そういったものは既認可で読めるもの、もとの嫁、基準から読めるものについては、
1:06:41	三角をつけたりということで、
1:06:45	二つ並んでいるものはそういった形で、
1:06:48	もともと普及基準から変わらない状況に対して2課そのまま使うものを三角を整理した上で、プラスで
1:06:57	耐震補強とかが、
1:06:58	追加になるような部分については、工事を伴って新たに新規制基準対応として設工に申請して、
1:07:04	工事を行っていますのでそういったものはマルもあわせてつけているといったような形で整理をかけております。
1:07:16	はい。今回適合条文として、申請に含めるかどうかということについては含めるということよろしいでしょうか。含めているということよろしいでしょうか。
1:07:30	マルがついてる部分につきましてはそちらは、申請条文として含めて申請を行っているものになります。二つ並んでるところは0として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:41	制度は使われてるということで承知いたしました。
1:08:02	規制庁嶋村です。
1:08:05	すいません許可書の方には
1:08:10	処理場が載ってる共通編。
1:08:14	になるんですけども、共通編の中に放射線管理す。
1:08:21	施設というところでモニタリングポストとか、そういった
1:08:30	設備が挙げられてんですけども、
1:08:33	これ、別表の方には、
1:08:37	そういう、
1:08:39	設備は、
1:08:43	見当たらなかったんですけども、
1:08:46	についてはあれですか。
1:08:47	申請は、
1:08:50	必要ないということなんでしょうか。それとも他、他で修正されてるとかそういうことなんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:58	処理場キシモトですけど、それはですねこのこの整理整理をかける日に ですね、市営おっしゃった他でほかで担保されてるものに関しては除い て、
1:09:11	処理場に特有な部分をここに関しては出してるというものに、この別表 2の整理というのを最初施設購入して行った時に行っておりますのでそ ういうことになります。
1:09:23	わかりました。じゃあ、共通編、教科書では共通変だけれども、
1:09:31	すべて処理場の設工認で
1:09:37	出されてるわけではないということですね。わかりました。
1:10:40	じゃ、もう、もう1点だけ聞きますけど、これも許可書の方見てたら、
1:10:47	ちょっと気になったんですけども、第2廃棄物処理棟と第3廃棄物処理 棟の間に共通
1:10:57	ダクトというのがあって、
1:11:00	ここは何か廃棄分Ⅱ、
1:11:04	何か受け入れたりする。
1:11:14	が通ってるんだと思うんですけども、こういうものって
1:11:18	設工認、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:22	の対象では、
1:11:24	ないんでしょうか。
1:11:29	はい。主蒸気キシモトですけども、まずこれはですねこのように整理を行ったときに、まずはこれすごいテンパチのすべての設備をすごいピックアップしてたんですね。
1:11:41	そっから集約作業っていうのをやってきました。その過程の中で、これに関しては、建屋、建屋の中で見るという整理になって、
1:11:51	それで、
1:11:53	ちょっとお待ちください。
1:11:55	共通額と。
1:11:58	これなんか、
1:12:00	放射線物質が通る。
1:12:03	小雪廃棄、
1:12:07	ちょっと結構ですよ。
1:12:26	共通ダクト内には行きたい廃棄物を移送するための配管を設置する。
1:13:30	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:38	大変失礼しました。ちょっとさっき言った通り集約しちゃう、集約する過程の中で、建屋のところで見るということで、それで建屋んところで、
1:13:48	30、30、35条の第2項第1号と2号がそれで三角14がついてるということになります。
1:14:01	以上になりますちょっと時間が大変申し上げませんでした。すみません今の機器機器番号で言うと何番ですか、その30。
1:14:10	35条。
1:14:14	99番になります。
1:14:25	三角さん、例えば、
1:14:34	48億。
1:14:48	とりあえずはします。
1:15:07	シブヤさんあります。
1:15:11	もあります。
1:15:15	レーダーも大丈夫。
1:15:26	カネコです。ヒアリングの最中に、後の方で構わないんで回答してくレートをお願いしていた調べ物は終わりましたか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:36	はい今確認しちょうどちょうど来たところすみません基本的にはですねやはり地震による損傷の防止のところが該当します。
1:15:47	地震による損傷の防止で、縦強度を担保しておりますのでそこで見てるということになります。すいません、具体的に言うと、
1:15:58	たとえば、
1:16:00	自然災害、例えば積雪だと、積雪荷重とかそういうそういったことになります。
1:16:08	うん。休憩所の第何条になります。
1:16:18	耐震性とか、
1:16:23	違う。
1:16:29	一応、
1:16:48	あ、失礼しましたですね旧基準でいうと今度第 6 条のところになります。9 条第 6 条。
1:16:58	耐震性等、
1:17:03	耐震性等能耐震性等の、
1:17:08	中の、
1:17:11	積雪とか何とかはこの耐震性等のどの辺りと言えばいいんですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:20	はい。それで地震力にそこで耐え建屋の荷重とか評価してますのでそれで積雪荷重とかをクリアしてるということになります。
1:17:31	第6条、旧基準第6条の審査において積雪荷重ですとかそういったものが評価されているとそういうことですか。
1:17:40	ですね大変申し上げませんが言い方あるって、構造計算で評価はしてるんですけど、直接積雪荷重と設工認の中で施設荷重とかはまでは見ていないです。
1:17:55	そうすると、
1:17:57	直接野望風力やらないやの外部衝撃に関して、耐え得る構造計算がなされてるっていうのは、これは、
1:18:10	何でしょう。
1:18:11	社内の家の中で耐えるかどうかの確認したってことですか。
1:18:18	それで、実績例えば積雪とか、風荷重に関しては建築時に駅そっちのルートじゃ炉規法じゃなくて建築基準法の方で評価することになって建物で作ってます。
1:18:30	そっちで評価されてルー数値を比較するとそれでクリアしてるということになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:43	ちょっとお待ちくださいねえ。
1:18:48	例えばね、津波とカーは津波じゃねえよ。
1:19:17	違う。
1:19:29	越冬
1:19:49	あ、
1:19:59	店長兼子です。
1:20:02	例えば津波による損傷の防止とかね。
1:20:06	地震津波を除く自然現象なんかもう、
1:20:13	やはり同じように、建築基準法の観点から評価してるっていうことではないんですか。
1:20:23	あれ。すいません。
1:20:25	津波、津波に関してワー
1:20:29	そもそももう、その議論の数字を持ってこないという理解なんですけど、どちょっと私今のご質問をちょっとうまく理解できなかったんですけども、よろしいでしょうか。ごめんなさい。ちょっと失ってませんでしたっけ。
1:20:47	八条。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:50	第 80 第 7 条は違う。
1:20:53	は大変失礼いたしました。
1:20:57	里第 8 条の、
1:21:09	火災爆発、
1:21:13	第 8 条があれですかね、ホシホシ対応ということで、
1:21:20	4D 入るんですけども、その第 8 条に対応する内容がすべてさっきもう地震等のところで見えていくっていうそういうことでまずいいですか。
1:21:31	基本的にそうなります。そうすると、第 8 条外部衝撃のところ、
1:21:45	80、
1:21:50	地震津波用の僕、
1:22:00	不発受講云々かんぬんとカー。
1:22:04	あるんですけども、これ、さすがに建築基準法で見れないんじゃないかって気がするんですが、
1:22:12	それに関しては市今回申請しております。
1:22:16	また一遍で。なるほど。じゃあ、
1:22:22	じゃあ大課長丸々じゃないですね。うん。
1:22:24	あ、わかりましたありがとうございます基本的には。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:28	あれですね、旧基準になくて、
1:22:33	星印のところは、先ほどの地震、耐震、地震とか、耐震性等のところで見てるってことですね岡です。理解しました。
1:22:51	よろしいですか。
1:22:54	はい。
1:22:56	すいませんシマムラですちょっと第2表の見方を、
1:23:01	忘れちゃったんでちょっと例えば
1:23:06	さっき、
1:23:07	能勢、機器番号一番で、第8条第1項のところに、星マークとそれから白丸、
1:23:16	※カネコ※1※んで*カゴメからちょっとよくわかるんですけど、ついてるんですけど、これはどうやって、
1:23:27	読めばいいんですけど。
1:23:31	はい。処理場のヨコボリです。今のところだと、
1:23:35	欲しいに関してが、先ほどご説明させていただいたその外部事象の中の、風台風ですとか積雪凍結、そういったものなので、そちらは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:46	ホシにしてまして、丸がついて②の*の12というのが、外部火災と竜巻ということでそれについては、今回申請をするということで丸をつけているというそういった整理になってます。
1:24:02	これはほぼ、そういうことで、
1:24:04	わかりました。はい、ありがとうございます。
1:24:08	規制庁の伊藤ですけれども、ちょっと今のに関連をいたしまして、
1:24:13	星印で、例えば風荷重はもともと建築基準法に基づく設計として、考慮しているってことなんですけれども、
1:24:22	今回の新規制基準の許可にあたって、
1:24:27	外部自然事象の入力条件っていうのは新しい調べ直しをしていると思うんですけれども、
1:24:36	その新しい入力条件でもって評価した時にも設計が変わらないっていうことは、その品質保証の中で、検証した上で、ホシをつけているっていうことなんですかね。
1:24:59	はい処理場ヨコボリです。そちらについては変わっていないことを確認しております。
1:25:07	変わっていないというのはどういう意味でしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:10	例えば積雪荷重の入力条件、ある一定期間の中の最大のものとかっていう形で当時やっていたもので処理場の方だと確か 40 センチとかそういう、
1:25:22	もので、当時から評価をしまして、最新のもので確認をしてもう M A C C S がその値を超えているものではないということ、そういったようなことを確認しております。
1:25:33	では事象ごとに、入力条件がその設計時のものに包絡されるかどうかというのを確認をしたということですか。
1:25:43	はい。その通りになります。
1:25:47	わかりましたありがとうございます。
1:26:00	失礼しました。
1:26:03	ありがとうございました。それでは規制庁の方で本日確認させていただきたいことはすべてお伺いしましたので、
1:26:13	よろしいでしょうか。
1:28:20	規制庁嶋村です。
1:28:23	こちらの規制庁側で設置許可申請書と、それから別表 2 の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:33	機器を比較して、ちょっと設置許可書のふうに書いてある機器が別表で どれに当たるのかっていうのを
1:28:46	ちょっとわからない、なくて、それについて説明を、
1:28:52	お願いしたいんですけども。
1:28:54	それって今日、
1:28:57	何か説明いただくことってできますか。はい。
1:29:04	はい主蒸気キシモトですけども、まず、すみません今日詳細に説明する のは大変申しですけど合意していただきただ基本的なことだけお話し させていただきます。
1:29:15	まず、例えばですね蒸発処理装置1とか、セメント固化装置っていうと ころで、それにぶら下がってる設備があるんですね。そういうのは、
1:29:25	全部そこに集約させてます。その経緯も実は当初この予備整理やったと きに、全部そういうのはピックアップしたんですけども、そこまでやる のはあそこに関しては麻生馬場にするんじゃなくて設備に集約した方が いいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:41	そういうことでやっているというものになります。あとはその他でいうと、ちょっと先ほども少し話ありましたが処理場に直接関係しないところに関しては入ってないっていうのもあります。
1:29:53	ちょっとそれに関しては、
1:29:58	それに関してはですね、明後日のヒアリングでお話させていただくという事でお願いいたします。
1:30:04	はい、規制庁詳細わかりましたよろしくお願いします。
1:30:14	はい、ではこれでヒアリングを終了させていただきます。1回は金曜日ですよろしくお願いします。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。